

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-⑦)

政策分野名 【施策名】	農地集積・集約化と農地の確保
政策の概要 【施策の概要】	担い手への農地集積・集約化の加速化、荒廃農地(注1)の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(3) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)第1 5 (1) ⑤ ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定) - III 政策の展開方向 ・土地改良長期計画(注2)(令和3年3月23日閣議決定) - 第4 2 (1) 政策目標1 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化

施策(1)		担い手への農地集積・集約化の加速化										
目標①【達成すべき目標】		担い手への農地の集積・集約化										
測定指標	ア 担い手が利用する農地面積の割合		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	25年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5年度			
		実績値		58.0%	58.9%	59.5%	60.4%					
		達成度合い		(B:82.2%)	(B:79.9%)	(B:77.4%)	(B:75.5%)	(:)				
	年度ごとの目標値		48.7%	70.6%	73.7%	76.9%	80.0%	－	80.0%			
把握の方法		出典:「耕地及び作付面積統計調査」(農林水産省統計部)・「担い手への農地集積面積」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:「耕地面積」のうち、「担い手への農地集積面積」の割合										
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考												

施策(2)		荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用										
目標①【達成すべき目標】		荒廃農地の発生防止・解消										
測定指標	ア 荒廃農地の再生利用面積		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度			
		実績値		5.4 千ha/年	8.2 千ha/年	7.0 千ha/年	5.8 千ha/年					
	達成度合い		(A: 122.7%)	(A': 186.4%)	(A': 159.1%)	(A: 131.8%)	(:)					
年度ごとの目標値		0 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	48千ha				
把握の方法		出典:「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(農林水産省農村振興局)、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」(農林水産省経営局、農林水産省農村振興局) 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度翌年11月頃把握予定) 算出方法:各都道府県から前年度の荒廃農地の再生利用面積の実績値について報告を受け集計										
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考												

目標②【達成すべき目標】		優良農地(注3)の確保と有効利用										
測定指標	ア 農用地区域(注4)内農地面積		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	元年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年	A	S↓一直	
		実績値		399.6 万ha	399.0 万ha	397.8 万ha	396.7 万ha					
		達成度合い		(A: 99.9%)	(A: 99.8%)	(A: 99.6%)	(A: 99.4%)	(:)				
	年度ごとの目標値		400.2 万ha	399.9 万ha	399.6 万ha	399.3 万ha	399.0 万ha	398.7 万ha	397 万ha			
把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年の翌年12月頃(暫定値は調査年翌年7月頃把握予定) 算出方法:各都道府県から農用地区域内の農地面積について報告を受け集計(調査期間は毎年1月1日から12月31日まで)										
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考												

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		(判断根拠) 測定指標数3個のうち、Aが2個、Bが1個となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。	
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	-	
	次期目標等への反映の方向性	-	

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	-
-------------------------------	---

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	令和7年度予算概算要求において、関係予算(政策分野(1)～(12)、(14)～(20))を引き続き要求する。
	税制	-
	その他 (法令、組織、定員等)	-

担当部局名	経営局(農村振興局) 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/地域振興課】	政策評価実施時期	令和7年1月
-------	---	----------	--------

(参考)

用語解説

注1	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
注2	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注3	優良農地	集団的な農地(効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地)や農業用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注4	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農地等の区域。

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。